

地区計画の区域内における行為の届出書

年 月 日

大阪市長 様

届出者 住所
氏名

(TEL)

都市計画法第58条の2第1項の規定に基づき、

- 土地の区画形質の変更
- 建築物その他の工作物の新築、改築又は増築
- 建築物その他の工作物の用途の変更
- 建築物その他の工作物の形態又は意匠の変更
- 木竹の伐採

について、下記により、届け出ます。

(該当項目に☑)

	名 称				地区計画	
	行 為 の 場 所	大阪市	区	丁目		
	行 為 の 着 手 予 定 日	年	月	日		
	行 為 の 完 了 予 定 日	年	月	日		
設計又は施行方法	(1)土地の区画形質の変更	区域の面積			㎡	
	(2)	(イ)行為の種別 <input type="checkbox"/> 建築物 <input type="checkbox"/> 工作物 / <input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 増築 (該当項目に☑)				
	新築物、その改築他又は増築物の設計の概要	(ロ)	届出部分		届出以外の部分	合計
			(i)敷地面積			㎡
			(ii)建築面積	㎡	㎡	㎡
			(iii)延べ面積	㎡	㎡	㎡
	(iv)高さ	(v)用途				
	地盤面から m	(vi)垣又はさくの構造				
	(3)建築物その他の工作物の用途の変更	(イ)変更部分の延べ面積			㎡	
		(ロ)変更前の用途	(ハ)変更後の用途			
(4)建築物その他の工作物の形態又は意匠の変更	変更の内容					
(5)木竹の伐採	伐採面積			㎡		

- 1 届出者が法人である場合、氏名欄には、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 建築物等の用途の変更について変更部分が2以上あるときは、各部分ごとに記載すること。
- 3 地区計画において定められている内容に照らして、必要な事項について記載すること。
- 4 同一の土地の区域について2以上の種類の行為を行おうとするときは、一の届出書によることができる。
- 5 届出書には下記の必要図面を添付し、当該行為に着手する30日前までに届け出ること
(建築確認申請を行う場合は、事前に届出済の裏書きが必要)。
・必要図面：建築計画概要書のコピー、配置図、平面図、立面図、断面図
(届出の内容によっては、上記添付図面を省略できる場合もある。)
- 6 持参による届け出の場合、届出書および必要図面は「届出用」と「届出者控え」の2部
(1部はコピーで可)作成すること。

(計画部受付)